

豊島区エコアクション 21 認証取得費助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 1 日
清掃環境部長決定
改正 平成 22 年 3 月 19 日
改正 令和 8 年 4 月 14 日

(目 的)

第1条 この要綱は、環境省が中小企業などの幅広い事業者向けに策定した環境経営システム「エコアクション 21」の認証を取得する者に対し、必要な経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、環境に配慮した経営の促進を図り、もって持続可能な社会経済の実現に貢献することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、豊島区内で事業を営み、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、助成対象者が豊島区内に所有する事業所についてエコアクション 21 の認証を新規に取得するために要した審査費用（交通費・宿泊費及び消費税を除く。以下同じ。）及び認証・登録費用とする。

2 豊島区外に所有する事業所と同時に認証を取得する場合などにおいて、助成対象となる経費と助成対象とならない経費の区分が困難な場合には、従業員数による按分の方法で助成対象となる経費を算出することとする。

(助成額)

第4条 助成額は、助成対象経費の 2 分の 1 に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、10 万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認証を取得した日から起算して 90 日以内に助成金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して、豊島区長（以下「区長」という。）に対し交付申請をするものとする。

- (1) 認証・登録証の写し
- (2) 審査及び認証・登録に要した費用の内訳がわかる書類及びこれを支払ったことが確認できる書類の写し
- (3) 会社概要、組織概要、又はこれに類するもの
- (4) 環境活動レポート
- (5) その他区長が必要と認めるもの

2 助成金の交付申請の受付期間は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 15 日（この日が土曜日または日

曜日にあたる場合は、その直後の月曜日とする。) までとする。

3 補助金の交付申請の受付は先着順に行い、予算の範囲を超えた日をもって申請の受付を停止する。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前条による交付申請のあった内容について、審査の上適当と認めない場合は、助成金を交付しないことを決定し、助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還等)

第7条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき

(2) この要綱の規定又は助成金の交付条件に違反したとき

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、助成金交付決定取消・返還通知書(別記第4号様式)により通知し、当該取消しに係る部分について既に申請者に助成金が交付されているときは、申請者に対し、その金額及び期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第8条 区長は、助成金に関し必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、又は自ら調査を実施することができる。

(協力)

第9条 区長は、この要綱による助成を受けて認証を取得した者に対し、必要に応じて認証に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

豊島区エコアクション21認証取得費助成金交付申請書

豊島区長

申請者 名 称 _____
所 在 地 _____
代表者氏名 _____
担当者氏名 _____
(電話番号) _____

豊島区エコアクション21認証取得費助成金交付要綱第5条に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 助成金交付申請額 金 _____ 円

【算出基礎】

審査料	認証・登録料	申請する全ての 事業所従業員数	うち区内事業所 従業員数	申請額
円	円	人	人	円

※対象経費との区分が困難な場合には、従業員数による按分により算出する。

※補助率1/2、千円未満切捨て、上限10万円

2. 事業等の概要

業種	資本金又は 出資金	万円	従業員数 (全事業所)	人

3. 取得した認証の概要

(1)認証・登録日	
(2)認証・登録番号	

4. 添付書類

- (1) 認証・登録証の写し
- (2) 審査及び認証・登録に要した費用の内訳がわかる書類及びこれを支払ったことが確認できる書類
- (3) 会社概要、組織概要、又はこれに類するもの
- (4) 環境活動レポート
- (5) その他区長が必要と認めるもの

様

豊 島 区 長



豊島区エコアクション21認証取得費助成金交付決定通知書

年 月 日付で、豊島区エコアクション21認証取得費助成金交付要綱第5条に基づく申請があった標記の件については、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 対象となる認証

(1) 認証・登録日 年 月 日

(2) 認証登録番号

2. 助成金交付決定額 _____ 円

様

豊 島 区 長

印

豊島区エコアクション2.1認証取得費助成金不交付決定通知書

年 月 日付で、豊島区エコアクション2.1認証取得費助成金交付要綱第5条に基づく申請があった標記の件については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定の内容 (不交付)
2. 不交付決定の理由

番 号
年 月 日

様

豊 島 区 長

印

豊島区エコアクション21認証取得費助成金交付決定取消・返還通知書

年 月 日付で、豊島区エコアクション21助成金交付要綱第6条に基づき交付決定した件については、同要綱第7条に基づき下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

記

1. 助成金交付決定額 _____ 円

2. 取消理由